

「指定通所介護」 重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

1. 法人名 社会福祉法人 佐伯市社会福祉協議会
2. 法人所在地 大分県佐伯市向島一丁目1番3号
3. 電話番号 0972-24-2956
4. 代表者氏名 会長 三浦 政信
5. 設立年月 平成17年3月3日

2. 事業所の概要

1. 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成17年3月3日指定
大分県4472500364号
2. 事業の目的 介護状態にある高齢者に対して、適正な指定通所介護を提供することを目的とします。
3. 事業所の名称 佐伯市社協デイサービスセンター「よのうづ」
4. 事業所の所在地 大分県佐伯市米水津大字色利浦1728番地1
5. 電話番号 0972-36-7910
6. 事業所管理者氏名 衛藤 達生
7. 当事業所の運営方針 ご利用者様本位の在宅での自立した生活を援助するサービスに努めるとともに、職員の質を高め、皆様が安心してご利用いただけるようサービスの向上に努めるとともに、心のこもったサービスをいたします。
8. 開設年月日 平成17年3月3日
9. 事業所が行っている他の業務
(ア) 居宅介護 平成17年3月3日指定
大分県 4472500364号

3. 事業実施地域及び営業時間

1. 通常の事業実施地域 佐伯市米水津
2. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日	ただし、12/29～1/3は除く
受付時間	月曜日～土曜日	8時30分～17時00分
サービス提供時間帯	月曜日～土曜日	10時00分～15時30分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>：職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常 勤	非常勤	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1名	0名	従業員の管理 業務の管理
2. 生活相談員	2名	1名	通所介護計画の作成 利用者家族等からの相談
3. 看護職員	1名	2名	健康管理・緊急時の対応
4. 機能訓練指導員	1名	3名	リハビリの計画・指導・評価
5. 介護職員	4名	7名	食事・排泄・入浴の支援・介助
6. 調理員	2名	1名	昼食・おやつ調理

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

<サービスの概要>

① 送迎サービス

- ・ご希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

② 入 浴

- ・ご希望により、ご利用者様の状況に応じた適切な入浴を提供します。

③ 機能訓練

- ・ご利用者様の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、またはその減退を防止するための体操や訓練を実施します。

④ その他自立への支援

- ・看護職員が健康管理を行います。
- ・趣味活動やアクティビティー活動を行います。
- ・ご利用者及びご家族の介護等に関する相談や助言を行います。

<利用料金>

介護保険の利用料金は、利用したサービスの1割負担となります。利用料金は別紙のとおりです。

※ご利用一回につき給食費が別途500円かかります。

☆自己負担金は、次のうち原則としてAの方法によりお支払いいただきますが、利用者の希望によりBやCの方法でもお支払いいただけます。よろしくお願いたします。

A 自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします。）

B 現金払い（サービス提供時に毎回又は月1回定められた日にお支払い願います。）

C 銀行振り込み（期日までに利用者の方がお振り込み願います。手数料は利用者負担となります。）

ア 上記の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。

居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（9割）を請求することになります。

イ 食事の材料の提供（食材料費）

ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。料金：1回あたり500円

ウ レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。料金：材料代等の実費負担をいただきます。

エ 日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

オ サービス提供時間外のご利用

通常のサービス提供時間外に、お世話する場合は、1時間800円をご負担いただきます。

※ 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。)

(2) 交通費(契約書第9条参照)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、佐伯市を超えてから1kmごとに10円をいただきます。

(3) キャンセル

(1) サービスの利用の中止をする際には、すみやかに下記の連絡先までご連絡ください。

全体窓口 佐伯市社協デイサービスセンター「よのうづ」(電話): 0972-36-7910

(2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください(ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です)。

(3) キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時間	キャンセル料	備考
サービス利用の前日まで	無料	
サービス利用の当日	利用者負担金の100%	

(4) 感染症等による利用について

感染症に感染した場合、主治医と相談し他者への感染予防のために受け入れをおことわりする場合がございます。

6. サービス提供中の緊急事態の対応

サービス提供時に、ご契約者の体調に急変が生じた場合等の緊急時には、主治医、ご家族、提供責任者、ケアマネージャー等と連携をとり、適切に対応いたします。

主治医 氏名 連絡先 —
緊急連 氏名 連絡先 —

7. 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

佐伯市社会福祉協議会	電話番号 (0972) 36-7910
協議会 米水津支部	fax 番号 (0972) 39-7302
お客様相談コーナー	対応時間 土、日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時まで、各サービスの管理者がお受けいたします。
担当 衛藤 達生	

○ 公的機関においても、次の機関において苦情や相談等ができます。

佐伯市役所保険年金課介護サービス係	電話番号：0972-22-3197
佐伯市高齢者福祉課	電話番号：0972-23-5115
大分県国民健康保険団体連合会	電話番号：097-537-8652

8. 当協議会の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 佐伯市社会福祉協議会
代表者名	会長 三浦政信
事務所所在地 (本部)	佐伯市向島1丁目1番3号 (0972) 22-2956
事業所所在地・ 電話	佐伯市米水津大字色利浦1728番地1 (0972) 36-7910

【 説明確認欄 】

平成 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 佐伯市米水津大字色利浦1728番地1

事業所名 佐伯市社協デイサービスセンター「よのうづ」

説明者 _____ 印

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住 所 佐伯市米水津 _____

氏 名 _____ 印

代筆者 住 所 佐伯市米水津 _____

氏 名 _____ 印

代理人又は立会人

住 所 佐伯市米水津 _____

氏 名 _____ 印